常設型住民投票条例 項目別一覧表(住基人口10万人以上)

Ī,	Vo.	自治体名(人口)	大技宗宋1 施行日	住民投票に付することができる事項		投票	真格者	発記	義権者·発議§		*	同一·同旨 再請求
Ľ	NO.		他行日	対象事項	除外事項	年齢	外国人	投票資格者	議会	長	成立要件	制限期間
	1	岩手県 奥州市 (124,235)	H21.10.1	項であって、住民の間又は住民、市議会	①市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。 ②法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項 ③特定の市民又は特定の地域のみに関係する事項 ④市の組織、人事又は財務に関する事項 ⑤前各号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項	18歳以上	・特別永住者・一般永住者・適法なかつ、1 ・適格、かつ住基 ・適には記録者	1/6以上	定数の1/12 以上の賛成 一出席議員 の過半数の 賛成	自ら実施が 可能		結果の告示 から2年間
	2	群馬県 桐生市 (121,151)	H15.7.1	市政運営上の重要事項 (市が行う事務のうち、市民に直接その 賛否を問う必要があると認められる事案 であって、市及び市民全体に直接の利害 関係を有するもの)	①市の機関の権限に属さない事項 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③特定の市民又は地域にのみ関係する事項 ④市の組織、人事及び財務の事務に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項	20歳生の歳生会の選長権を者)	_	1/6以上	_	_		結果の告示 から2年間
	3	埼玉県 川口市 (581,170)	H25.4.1	市政に関する特に重要な事項 (本市の自治(川口市自治基本条例第2 条第3号に規定する自治をいう。)の実現 に重大な影響を与える事項であって、市 民に直接その賛成又は反対を問う必要 があるもの)	①市の権限に属さない事項 ②法令の規定に基づいて投票を行うことができる事項 ③専ら特定の市民又は地域に関する事項 ④市内部の事務処理に関する事項 ⑤市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項	20歳以上 (選挙人 名簿の被 登録貸 に同じ)	_	1/6以上	定数の1/12 以上の賛成 一出席議員 の過半数の 賛成	自ら実施が可能	投票者総数格者と表演の 1/2/に満さい ないときない (不成立の 場合は) しない)	_
	4	埼玉県 富士見市 (107,990)	H14.12.20		明らかに認められる事項	20歳議員 (市議員長権 のび選有者)	_	1/5以上	定数の1/3 以上の賛成 →出席議員 の過失数の 賛成	自ら実施が 可能		結果の告示から2年間 (不成立の 場合を除 く。)

).	自治体名	施行日	住」	民投票に付することができる事項	投票	資格者		投票資格者		発議権者•発議要件			同一·同旨 再請求
L).	(人口)	他1丁口	対象事項	除外事項	年齢	外国人	投票資格者	議会	長	成立要件	制限期間		
!		埼玉県 坂戸市 (100,842)	H16.4.1	市政運営上の重要事項 (市が処理する事務のうち、市民に直接 賛否を問う必要があると認められる事項 であって、市及び市民全体に直接利害関 係を有するもの)	①法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ②専ら特定の市民又は地域にのみ関係する事項 ③市の組織、人事及び財務に関する事項 ④地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと 市長が認める事項	20歳以市の議長権名	I	1/6以上	_	-	投が者はい (要では規な (要では規な) では、要では規定をは、要では規定をは、要では規な (※否は規な) では、また。	結果の告示 から2年間		
	;	千葉県 野田市 (156,725)	H23.8.1	項であって、市民の間に意見の相違があ	①市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。 ②法令の規定に基づき住民投票その他選挙権を有する者が直接請求を行うことのできる事項(地方自治法第74条第3項の規定により議会に付議した条例の制定又は改廃の請求であって、議会がこれを否決した場合における当該請求に関する事項を除く。) ③市の予算、組織及び人事に関する事項 ④専ら特定の市民又は地域に関する事項 ⑤前各号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項	(本市の 議会の議 員及び市 長の選挙 権を有す	-	1/10以上	定数の1/12 以上の賛成 →出席議員 の 賛成	自ら実施が 可能	_	結果の告示 から2年間		
		千葉県 我孫子市 (133,923)	H16.4.1	【ポジティブリスト】 市民に直接その賛否を問う必要があると 認められる事項、かつ、次のいずれかに 該当する事項 (1)市の存立の基礎的条件に関する事項 (2)市の実施する特定の重要施策に関す る事項 (3)現在又は将来の市及び市民全体に重 大な影響を与える政策上の具体的事項	①法令に基づき投票に付することができる事項 ②もっぱら特定の市民又は地域のみを対象とする事項	18歳以上	•特別永住者 •一般永住者	1/8以上		可能(議会 の同意が必 要)	(賛否いず れか過半数 の結果が投 票資格者総 数の1/3に	れか過半数 の結果が投 票資格者総 数の1/3に		
•		東京都 小金井市 (116,445)	H21.9.1	市政の重要事項	市長は次のいずれかの事項である場合、市民投票を実施しないことができる。 ①法令の規定により市民投票を行うこととされている事項である場合 ②税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項である場合 ③特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項である場合	18歳以上	•特别永住者 •一般永住者	13/100以上	_	_	一 (選択肢の いずかれが 投票資格/3 の1/3 により選とまされた 当該結果 尊重)	期日から2		

No	自治体名	施行日	住民投票に付することができる事項		投票資格者		発議権者・発議要件			成立要件	同一·同旨 再請求
INU	(人口)	施1丁口	対象事項	除外事項	年齢	外国人	投票資格者	議会	長	成立安計	制限期間
9	神奈川県 川崎市 (1,425,472)	H21.4.1	市政に係る重要事項 (現在又は将来の住民の福祉に重大な 影響を与え、又は与える可能性のある事 項であって、住民の間又は住民、議会若 しくは市長の間に重大な意見の相違が認 められる状況その他の事情に照らし、住 民に直接その賛成又は反対を確認する 必要があるもの) ※既に住民投票に付された事項又は議 会若しくは市長その他の執行機関により 意思決定が行われた事項にあっては、改 めて住民に直接その賛成又は反対を確 認することが必要とされる特別な事情が 認められるものでなければならない。	①法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項 ②住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体、特定の地域 の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項 ③専ら特定の地域に関する事項 ④市民が納付すべき金銭の額の増減を専ら対象とする事項 ⑤その他住民投票に付することが適当でないと認められる事項	18歳以上	次歩 ムー 0	(議会への 協議が必 要。2/3以上	定数の1/12 以上の賛成 →出席議数の 賛成	可能(議会 への協議が 必要。2/3以	_	
10	神奈川県 厚木市 (224,624)	H25.4.1	住民投票に付することができる事項(市政の重要事項) (市全体に重大な影響を及ぼす事項で、市民に直接その意思を確認する必要があると認められるもの)	①市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表明しようとする場合は、この限りでない。 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③予算、組織、人事等市の執行機関の内部の事務処理に関する事項 ④専ら特定の市民又は地域に関する事項 ⑤前各号に掲げる事項に類すると認められる事項	20歳市の (本会の 議員及び選員 長の選有 を者)	_	1/5以上	定数の1/12 以上の賛成 →出席議員 の過半数の 賛成	自ら実施が 可能	_	結果の告示 から2年間
11	神奈川県 大和市 (231,822)	H18.10.1	市政に係る重要事項 (市全体に重大な影響を及ぼす事案であって、住民に直接その意思を問う必要があると認められるもの)	(除外事項なし)	16歳以上	・特別永住者 ・一般永住者 ・適法な在留 資格、かつ、3 年超の日本 に住所を有す る者		定数の1/12 以上の賛成 →出席議員 の過半数の 賛成	自ら実施が	_	結果の告示 から2年間
12	新潟県 上越市 (202,312)	H21.10.1	事項(市の権限に属さない事項にあって	① 市議会の解散、市議会議員又は市長の解職その他法令に基づき市民による投票を実施することができる事項② 市長等の組織、人事、予算の調製及び予算の執行の権限に係る事項並びに市長等の内部の事務処理に関する事項③ 市税、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関する事項④ その他市民投票の実施が不適当と認められる事項	18歳以上	·特別永住者 ·一般永住者	→出席議員 の過半数の	定数の1/12 以上の賛成 →出席議員 の過半数の 賛成	自ら実施が 可能	投票者総務格 者総務者 1/2に対応成立立成成立立成立立 (不成も別 (本のでは、 は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	結果の告示 から2年間
13	岐阜県 多治見市 (115,178)	H22.4.1	市政の重要事項 (市及び市民全体に影響を及ぼす事項であって、市民に直接その賛成又は反対の 意思を確認する必要があるもの)	① 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合を除く。 ② 市議会の解散、市議会議員又は市長の解職その他法令に基づき市民が投票を行うことができる事項 ③ 市税、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関する事項	住民投票 の請求	_	1/4以上		自ら実施が 可能(議会 の議決が必	_	結果の告示 から2年間

N.	自治体名	+5.47 [7]	住民投票に付することができる事項		投票資格者		発議権者・発議要件			成立西州	同一·同旨
No	(人口)	施行日	対象事項	除外事項	年齢	外国人	投票資格者	議会	長	成立要件	再請求 制限期間
14	滋賀県 草津市 (126,032)	H25.3.31	市政に関する重要事項 (市全体に重大な影響を与え、または与える可能性のある事項で、住民に直接意思を確認する必要があるもの) 【ポジティブリスト】 市政に関する重要事項は、次に掲げる事項すべてに該当するもの (1)市および住民全体に利害関係を有していること。 (2)住民の間または住民、議会もしくは市長の間に重大な意見の相違があること。(3)住民の間または住民、議会もしくは市長の間で、事項についての議論が熟し、議論としての最終段階であること。 ※既に住民投票に付された事項または議会もしくは市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項にあない。 ※既に住民投票に付きれた事項にあることが必要とされる特別な事情が認められるものでなければならない。	⑦前各号に定めるもののほか、住民投票に付すことが適当でないと明らかに認められる事項	20歳市の歳でである。 20歳市のよ選有 20歳であると選有 20歳で 20歳で 20歳で 20歳で 20歳で 20歳で 20歳で 20歳で		1/6以 米書交つ要草投へ可 1/6以 代書定必た民会が 代書定必た民会が	定数の1/12以上の 対上の 計画 が 対 が が が が が が が が が が が が が		投票者票を対して、 (場のためでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	結果の告示 から2年間
15	大阪府 岸和田市 (201,467)	H17.8.1	要課題 (市及び住民全体に利害関係を有する事	① 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。 ② 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③ 市の組織、人事及び財務に関する事項 ④ 前3号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項	18歳以上	・特別永住者者 ・一般永住者 ・適法な在留 資格、かつ本 年超の日本 に住所を有する者	1/4以上	_	_		結果の告示 から2年間
16	大阪府 豊中市 (397,334)	H21.3.26	と考えられる事項 (市及び市民全体に利害関係を有する事	① 市の権限に属しない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。 ② 議会の解散その他法令の規定に基づき市民が投票を行うことができる事項 ③ 市の組織、人事又は財務に関する事項 ④ 前3号に掲げるもののほか、市民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項		・住基台帳に 記録されてい る者	1/6以上	_	_	_	_

N	la	自治体名 (人口)	施行日	住民投票に付することができる事項		投票資格者		発議権者・発議要件			成去面供	同一·同旨 再請求
IN	10.		他行日	対象事項	除外事項	年齢	外国人	投票資格者	議会	長	- 成立要件	申請水 制限期間
1	7	鳥取県 (588,508)	H25.10.1	【ポジティブリスト】 次の各号のいずれかに該当する事項であって、県民に直接その意思を問う必要があると認められるもの (1)県の存立の基礎的条件に関する事項(2)県の実施する特定の重要施策に関する事項(3)前2号に掲げるもののほか、現在又は将来の県及び県民全体に重大な影響を与える政策上の具体的事項		20県市選簿で及会のをも以の村人録事議等を、びの選有の以の村人録事議挙すり、ののであり、のではののであり、のの名者ののをものの名者ののでは、のの名者のでは、のの名者のでは、のの名者のでは、のの名者のでは、	_	1/10以上	定数の1/12 以上の賛成 →出席議員 の過半数の 賛成	自ら実施が 可能	投票者総数格 発票者総数格 1/2に満きない立 で、不成立開 で、本のの票 にない)	投票日の翌 日から起 して1年をを 過ずするまで の間
1	8	広島県 広島市 (1,180,176)	H15.9.1	市政運営上の重要事項 (現在又は将来の市民の福祉に重大な 影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある もの)	①市の機関の権限に属しない事項 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③専ら特定の市民又は地域に関係する事項 ④市の組織、人事又は財務の事務に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項	18歳以上	•特別永住者 •一般永住者	1/10以上	_	_		結果の告示 から2年間 (不成立の 場合を除 く。)
1	9	山口県 防府市 (117,897)	H18.12.1	(市及び市民全体に重大な影響を及ぼす事案であって、市民に直接その意思を問う必要があると認められるもの)	①市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③専ら特定の市民又は地域にのみ関係する事項 ④市の組織、人事又は財務に関する事項 ⑤前各号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項	20歳以上 (選挙人 名簿の被 登録貸 に同じ)	_	1/3以上	定数の1/12 以上の賛成 →出席議員 の過半数の 賛成	自ら実施が 可能	投票者総務を 新を投票を 者が投票を 者が投票を が投票を がれたいな が成立 で成立 で で で で で で で で で で で の の で の で の で の	結果の告示 から2年間
		北海道 苫小牧市 (173,912)	_		①市の権限に属さない事項 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③市の組織、人事又は財務に関する事項 ④専ら特定の市民又は地域に関する事項 ⑤前各号に掲げる事項のほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項	18歳以上	•特別永住者 •一般永住者	1/4以上	定数の1/12 以上の賛成 →出席議員 の過半数の 賛成	自ら実施が 可能	_	結果の告示 から2年間

[※] 人口は平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口